

介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態		根拠の提示	改善報告
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>期限を定めて改善報告を行うよう指導</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p> <p>なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>不要</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>	<p>直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要</p>	<p>不要</p>

指定認知症対応型共同生活介護事業

運営指導基準

— 令和6年4月1日適用—

練馬区福祉部指導検査担当課

- 「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)
- 「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- 「基準について」＝指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)
- 「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
- 「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
- 「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
- 「厚生労働大臣が定める中山間地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

運営指導基準（認知症対応型共同生活介護）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第1 総則	<p>1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p>	<p>条例第3条</p>		<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
第2 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護状態であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっているか。</p>	<p>条例第111条 基準について第3の 5の1</p>		<p>C</p>

第3 人員に関する基準	1 従業者の員数			
	(1) 介護従業者	条例第112条第1項第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・出勤簿またはタイムカード ・サービス記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・利用者数がわかる書類 	C
	① 日中（夜間および深夜の時間帯以外）について ユニットごとに、常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上配置しているか。	基準について第3の5の2（1）②		
	※ 利用者の数＝前年度の平均値			
	② 夜間および深夜の時間帯について ユニットごとに、時間帯を通じて1以上配置しているか。	条例第112条第1項基準について第3の5の2（1）②		
	③ 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。	条例第112条第3項基準について第3の5の2（1）②	C	
	④ 併設の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所と兼務している場合、認知症対応型共同生活介護事業所と、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の双方の人員に関する基準を満たしているか。	条例第112条第4項基準について第3の5の2（1）②	C	
	(2) 計画作成担当者	条例第112条第5項		C
	① 事業所ごとに専従の計画作成担当者を1人以上配置しているか。	基準について第3の5の2（1）③イ		
	② 計画作成担当者は、認知症実践者研修または基礎課程を修了しているか。	条例第112条第6項基準について第3の5の2（1）③へ		C
③ 計画作成担当者（のうち少なくとも1人）は介護支援専門員か。	条例第112条第7項基準について第3の5の2（1）③ロ、ハ		C	
※ （看護）小多機併設事業所を併設する場合は緩和あり				
2 管理者				
(1) ユニットごとに常勤専従の管理者を配置しているか。	条例第113条第1項基準について第3の		C	

	<p>(2) 管理上支障がないとして、兼務している場合、適切なものか。 兼務可能な場合</p> <p>① 当該ユニットの介護従業者、計画作成担当者の職務 ② 同一事業所の他の共同生活住居（ユニット）の管理者 ③ 同一の事業者によって設置された他の事業所の職務</p> <p>(3) 管理者は、認知症対応型サービス事業管理者研修（またはこれと同等と認められる研修）を修了しているか、または区からの推薦を受けて研修の申し込みを行っているか。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 代表者は特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。</p>	<p>5の2(2)① 条例第113条第2項 基準について第3の 5の2(2)①</p> <p>条例第113条第3項 基準について第3の 5の2(2)② (準用第3の4の2 (2)②)</p> <p>条例第114条 基準について第3の 5の2(3)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>第4 設備に関する基準</p>	<p>(1) 共同生活住居の数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1または2）としているか。</p> <p>(2) 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p>※ 居間および食堂は同一の場所とすることができる。</p> <p>(3) 居室の定員は、1人としているか。</p> <p>※ ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>	<p>条例第115条第1項 基準について第3の 5の3(2)</p> <p>条例第115条第2項、 5項 基準について第3の 5の3(2)(3)(4)</p> <p>条例第115条第3項 基準について第3の 5の3(3)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

	(4) 居室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。	条例第115条第4項 基準について第3の 5の3(3)(6)		C
	(5) 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしているか。	条例第115条第6項 基準について第3の 5の3(5)		C
	※ 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第75条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	条例第115条第7項		C
第5 運営に関する基準	1 内容および手続の説明および同意			
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、利用申込者またはその家族に対し、説明する重要事項について記した文書には、運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が盛り込まれているか。	条例第130条(準用第11条) 基準について第3の 5の4(16) (準用第3の1の4 (2))	・重要事項説明書 ・契約書 ・利用申込書 ・同意に関する記録	C
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該申込者の同意を得ているか。			C
	2 提供拒否の禁止			
	正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んでいないか。	条例第130条(準用第12条) 基準について第3の 5の4(16) (準用第3の1の4		C

3 受給資格等の確認	利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。	(3) 条例第130条(準用第14条) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(5))	・介護保険番号、有効期限等 を確認している記録等	C
4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条例第130条(準用第15条) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(6))		C
(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。			C	
5 入退居	(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。	条例第116条第1項		C
(2) 主治の医師の診断書等により、入居申込者が認知症であることを確認しているか。	条例第116条第2項 基準について第3の5の4(1)①	・アセスメントシート ・モニタリングシート ・認知症対応型共同生活介護計画 ・診断書	C	

<p>(3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院または診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>条例第116条第3項</p>	<p>C</p>
<p>(4) 利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p>	<p>条例第116条第4項 基準について第3の5の4(2)②</p>	<p>B</p>
<p>(5) 利用者の退居の際には、利用者およびその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p>	<p>条例第116条第5項</p>	<p>C</p>
<p>(6) 利用者の退居に際しては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>条例第116条第6項</p>	<p>B</p>
<p>6 サービス提供の記録</p>		
<p>(1) 利用者の被保険者証に、入居に際しては入居の年月日および入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。</p>	<p>条例117条第1項 基準について第3の5の4(2)①</p>	<p>・被保険者証 C</p>
<p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。</p> <p>① サービスの提供日 ② サービスの内容 ③ 利用者の心身の状況</p>	<p>条例第117条第2項 基準について第3の5の4(2)②</p>	<p>・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート C</p>
<p>7 利用料等の受領</p>		
<p>(1) 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)の額の支払いを受けているか。</p>	<p>条例第118条第1項 基準について第3の5の4(3)① (準用第3の1の4(13)①、②)</p>	<p>・請求書控 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程 C</p>
<p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利</p>	<p>条例第118条第2項</p>	<p>C</p>

<p>用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>			
<p>(3) 法定受領代理サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。</p> <p>① 食材料費 ② 理美容代 ③ おむつ代 ④ サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用</p>	<p>条例第118条第3項 基準について第3の5の4(3)②</p>		<p>C</p>
<p>(4) 上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載され、あらかじめ利用者またはその家族にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</p>	<p>条例第118条第4項 基準について第3の5の4(3)① (準用第3の1の4(13)④)</p>		<p>C</p>
<p>(5) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者に領収証を交付しているか。</p>	<p>法第42条の2第9項(準用第41条第8項)</p>	<p>・請求書控 ・領収書控</p>	<p>C</p>
<p>(6) 利用者に交付する領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。</p>	<p>則第65条の5(準用第65条)</p>		<p>C</p>
<p>8 保険給付の請求のための証明書の交付</p>			
<p>法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>条例130条(準用第24条) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(14))</p>		<p>C</p>
<p>9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針</p>			
<p>(1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に指定認知症対応型共同生活介護を行っている</p>	<p>条例第119条第1項</p>		<p>C</p>

か。			
(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して指定認知症対応型共同生活介護を行っているか。	条例第119条第2項 基準について第3の 5の4(4)①		C
(3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して指定認知症対応型共同生活介護を行っているか。	条例第119条第3項		C
(4) 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	条例第119条第4項 基準について第3の 5の4(4)②		C
(5) サービスの提供に当たっては、その利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。	条例第119条第5項 基準について第3の 5の4(4)③	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束廃止に関する(適正化のための)指針 ・身体的拘束の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・(身体拘束がある場合)入所者の記録、家族への確認書 ・研修記録 	C
(6) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第119条第6項 基準について第3の 5の4(4)③		C
(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、つぎに掲げる措置を講じているか。	条例第119条第7項 基準について第3の 5の4(4)④⑤		C
① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。			
② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること			
③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適			

<p>正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8) 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的につぎの各号に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。</p> <p>① 外部の者による評価</p> <p>② 第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</p>	<p>条例第119条第8項基準について第3の5の4(4)⑦、第3の5の4(16)</p> <p>「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号)</p>	<p>・自己評価の結果</p> <p>・外部評価の結果</p>	<p>C</p>
<p>10 認知症対応型共同生活介護計画の作成</p>			
<p>(1) 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>条例第120条第1項</p>		<p>C</p>
<p>(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。</p>	<p>条例第120条第2項基準について第3の5の4(5)②</p>		<p>B</p>
<p>(3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。</p> <p>① アセスメントの適切な実施</p> <p>② 援助の目標の記載</p> <p>③ 具体的なサービスの内容の記載</p>	<p>条例第120条第3項基準について第3の5の4(5)③</p>	<p>・認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>・アセスメントシート</p> <p>・サービス提供記録</p> <p>・モニタリングシート</p>	<p>C</p>
<p>(4) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>条例第120条第4項基準について第3の5の4(5)③</p>		<p>C</p>
<p>(5) 認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付している</p>	<p>条例第120条第5項</p>	<p>(認知症対応型共同生活介</p>	<p>C</p>

か。	基準について第3の5の4(5)③	護事業者と通所介護事業者との間の契約がある場合) ・個別サービス計画	
(6) 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者および指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。 ① 認知症対応型共同生活介護計画に基づいたサービスの提供 ② 目標の達成状況 ③ 達成状況に基づいた計画の作成(変更) ④ 定期的なモニタリングの実施	条例第120条第6項 基準について第3の5の4(5)④		C
※ (2) から (5) までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。	条例第120条第7項		
11 介護等			
(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	条例第121条第1項 基準について第3の5の4(6)①	・サービス提供記録 ・業務日誌	C
(2) 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	条例第121条第2項 基準について第3の5の4(6)②		C
(3) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	条例第121条第3項 基準について第3の5の4(6)③		B
12 社会生活上の便宜の提供等			
(1) 利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	条例第122条第1項 基準について第3の5の4(7)①		B
(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。	条例第122条第2項 基準について第3の5の4(7)②		C
(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその	条例第122条第3項		B

<p>家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>基準について第3の5の4(7)③</p>		
<p>13 利用者に関する区への通知 指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。 (1) 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>	<p>条例第130条(準用第30条)</p>		<p>C</p>
<p>14 緊急時等の対応 現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第130条(準用第101条) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の4の4(12))</p>	<p>・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録</p>	<p>C</p>
<p>15 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理および指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>条例第130条(準用第61条の11)</p>		<p>C</p>
<p>16 管理者による管理 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービスも</p>	<p>条例第123条</p>		<p>C</p>

しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者でないか。
 ※ ただし当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

17 運営規程

ユニットごとに、つぎに掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項（緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について）

条例第124条
 基準について第3の
 5の4(8)

- ・運営規程
- ・重要事項説明書

C

18 勤務体制の確保等

(1) 利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。

条例第125条第1項
 基準について第3の
 5の4(9)
 (準用第3の1の4
 (22)①)

- ・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書
- ・勤務実績表
- ・就業規則
- ・運営規程
- ・雇用契約書

C

(2) 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。

条例第125条第2項
 基準について第3の
 5の4(9)

C

(3) 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。なお、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を

条例第125条第3項
 基準について第3の
 5の4(9)
 (準用第3の2の2
 の3(6)③)

- ・研修計画、実施記録

C

<p>受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第125条第4項 基準について第3の5の4(9) (準用第3の1の4(22))</p>	<p>・ハラスメントの内容および防止を明確化した方針</p>	<p>C</p>
<p>19 定員の遵守</p> <p>入居定員および居室の定員を超えて入居させていないか。</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除く。</p>	<p>条例第126条</p>	<p>・業務日誌 ・運営規程 ・国保連への請求書控</p>	<p>C</p>
<p>20 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。</p> <p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>条例第130条 (準用第34条の2第1項) 基準について第3の5の4(12)</p> <p>条例第130条 (準用第34条の2第2項) 基準について第3の5の4(12)</p> <p>条例第130条 (準用第34条の2第3項) 基準について第3の5の4(12)</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>21 非常災害対策</p> <p>(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必</p>	<p>条例第130条 (準用第104条)</p>		<p>C</p>

<p>要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>		B
<p>22 衛生管理等</p>	<p>条例第130条(準用61条の16第1項)</p>	C
<p>(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第130条(準用第61条の16第2項(2))</p> <p>基準について第3の5の4(13)②イ</p>	C
<p>(2) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等可)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>条例第130条(準用第61条の16第2項(2))</p> <p>基準について第3の5の4(13)②ロ</p>	C
<p>(3) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。</p>	<p>条例第130条(準用第61条の16第2項(3))</p> <p>基準について第3の5の4(13)②ハ</p>	C
<p>(4) 介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>条例第127条第1項</p> <p>基準について第3の5の4(10)①</p> <p>条例第127条第2項</p> <p>基準について第3の5の4(10)②</p>	C
<p>23 協力医療機関等</p>	<p>条例第127条第1項</p> <p>基準について第3の5の4(10)①</p>	C
<p>(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>条例第127条第2項</p> <p>基準について第3の5の4(10)②</p>	B
<p>(2) 前項に規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、つぎに掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。</p> <p>①利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p>		

<p>②当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p>			
<p>(3) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出ているか。</p>	<p>条例第127条第3項 基準について第3の 5の4(10)③</p>		<p>C</p>
<p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。</p>	<p>条例第127条第4項 基準について第3の 5の4(10)④</p>		<p>B</p>
<p>(5) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行なっているか。</p>	<p>条例第127条第5項 基準について第3の 5の4(10)⑤</p>		<p>C</p>
<p>(6) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めているか。</p>	<p>条例第127条第6項 基準について第3の 5の4(10)⑥</p>		<p>B</p>
<p>(7) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>条例第127条第7項 基準について第3の 5の4(10)⑦</p>		<p>B</p>
<p>(8) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携および支援の体制を整えているか。</p>	<p>条例第127条第8項 基準について第3の 5の4(10)⑦</p>		<p>C</p>
<p>24 掲示</p>			
<p>(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>条例第130条 (準用第36条第1項) 基準について第3の 5の4(16)</p>		<p>C</p>

<p>※ (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>(準用第3の1の4(25))</p>		
<p>(2)原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。</p>	<p>条例第130条</p>		C
<p>※ 令和7年3月31日までの経過措置期間あり。</p>	<p>(準用第36条第2項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(25))</p>		
<p>25 秘密保持等</p>			
<p>(1)事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>条例第130条 (準用第37条第1項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(26)①②) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日老発0414第1号)</p>	<p>・従業者(退職者を含む)の秘密保持誓約書 ・就業規則</p>	C
<p>(2)事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第130条 (準用第37条第2項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(26)①②)</p>		C
<p>(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>条例第130条(準用第37条第3項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4</p>	<p>・利用者および家族の同意書</p>	C

	(26)③		
26 広告 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとしていないか。	条例第130条(準用第38条)	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 	C
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 (1) 指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	条例第128条第1項 基準について第3の5の4(11)① 条例第128条第2項 基準について第3の5の4(11)②		C C
28 苦情処理 (1) 提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しているか。 (3) 提供した認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	条例第130条(準用第40条第1項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(28)①) 条例第130条(準用第40条第2項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(28)②) 条例第130条(準用第40条第3項、第4項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(28)③)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル ・再発防止策の検討記録 	C C C

<p>また、区からの求めがあった場合には、改善の内容を区に報告しているか。</p> <p>(4) 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。なお、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>条例第130条（準用第40条第5項、第6項）</p>		<p>C</p>
<p>29 調査への協力等</p> <p>提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>条例第130条（準用第106条）</p>		<p>C</p>
<p>30 地域との連携等</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p>	<p>条例第130条（準用第61条の17第1項） 基準について第3の5の4(16) (準用第3の2の2の3(10)①)</p> <p>条例第130条（準用第61条の17第2項） 基準について第3の5の4(16) (準用第3の2の2</p>	<p>・運営推進会議の記録</p>	<p>C</p>

(3) 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図っているか。	の3(10)② 条例第130条 (準用第61条の17第3項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の2の2の3(10)②)	C	
(4) 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。	条例第130条 (準用第61条の17第4項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の2の2の3(10)②)	B	
31 事故発生時の対応			
(1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。なお、事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。	条例第130条(準用第42条第1項、第2項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(30)①)	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・ヒヤリハットの記録	C
(2) 指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	条例第130条(準用第42条第3項) 基準について第3の5の4(16) (準用第3の1の4(30)②)		C
32 虐待の防止			
虐待の発生またはその再発を防止するため、つぎに掲げる措置を講じているか。	条例第130条 (準用第42条の2) 基準について第3の	・委員会資料または議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修計画、実施記録	C
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装			

<p>置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的 開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹 底を図ること。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置 くこと。</p>	<p>5の4(14)①②③④</p>	
<p>33 会計の区分</p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共 同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分している か。</p>	<p>条例第130条(準用第 43条)</p>	<p>C</p>
<p>34 記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備し ているか。</p> <p>(2) 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に 関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら2年間保存しているか。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>② 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身 の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 準用する第30条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>⑤ 準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 準用する第42条第2項に規定する事故の状況および事 故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑦ 準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要 望、助言等の記録</p>	<p>条例第129条</p>	<p>C C</p>

	<p>35 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。</p>	<p>条例第130条 （準用条例第108条の2） 基準について第3の5（16） （準用第3の4の4（19）） 留意事項第2の6（5）</p>	<p>・委員会資料または議事録</p>	<p>C</p>
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>※ 令和9年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>1 変更の届出等 （1）事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。 （2）事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5 平成18年練馬区規則第34号第3条</p>	<p>・指定申請書および変更届控</p>	<p>C C</p>
<p>第7 介護給付費の算定および取扱い</p>	<p>1 基本的事項 （1）指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 （2）指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が定める1</p>	<p>告示1 告示2</p>	<p>・サービス利用票、サービス利用票別表 ・給付管理票・総括票 ・介護給付費明細書 「介護給付費サービスコード表」参照</p>	<p>C C</p>

<p>単位の単価)に定める1単位の単価に(2)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) (1)、(2)により指定認知症対応型共同生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>告示3</p>	<p>C</p>
<p>2 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	<p>告示別表5イ注1 施設基準告示31イ、 ロ</p>	<p>C</p>
<p>3 短期利用認知症対応型共同生活介護費</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	<p>告示別表5ロ注1 施設基準告示31ハ、 ニ 留意事項第2の6 (1)</p>	<p>C</p>

4 夜勤職員の勤務条件を満たさない場合（減算）

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。

※ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

5 定員超過利用減算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。

※ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

告示別表5注1
留意事項第2の1
(9)

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29条）3

C

告示別表5注1
通所介護費等の算定方法告示8イ
留意事項第2の1
(6)

C

6 人員基準欠如減算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。

※ 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数または従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

7 身体拘束廃止未実施減算

告示別表5イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。

8 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合

共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合（指定地域密着型サービス基準第90条第1項ただし書に規定する場合に限る。）に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し

告示別表5注1
通所介護費等の算定
方法告示8ロ
留意事項第2の1
(8)

告示別表5注2
大臣基準告示58の4
留意事項第2の6
(2)
(準用第2の5(3))
指定地域密着型
サービス基準第97
条第6項および第
7項

告示別表5注5

C

C

C

引いて得た単位数を算定しているか。

9 高齢者虐待防止措置未実施減算

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していないまたは高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を区長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員所定単位数から減算しているか。

告示別表5注3
大臣基準告示58の4
の2
留意事項第2の6
(3)
(準用第2の2(5))

C

10 業務継続計画未策定減算

業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、定単位数から減算しているか。

告示別表5注4
大臣基準告示58の4
の3
留意事項第2の6
(4)
(準用第2の3の2
(3))

C

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防およびまん延の防止のための指針および非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

11 夜間支援体制加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

告示別表5注6
施設基準告示32
留意事項第2の6
(5)

C

(1) 夜間支援体制加算 (I) 50 単位

(2) 夜間支援体制加算 (II) 25 単位

12 認知症行動・心理症状緊急対応加算

告示別表 5 ロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算しているか。

告示別表 5 注 7
留意事項第 2 の 6
(6)

C

13 若年性認知症利用者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算しているか。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

告示別表 5 注 8
大臣基準告示 18
留意事項第 2 の 6
(7)
(準用第 2 の 3 の 2
(16))

C

14 入院時費用

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院または診療所への入院を要した場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 246 単位を算定しているか。

※ 入院の初日および最終日は、算定できない。

告示別表 5 注 9
大臣基準告示 58 の 5
留意事項第 2 の 6
(8)

C

15 看取り介護加算

認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日につき 7 2 単位を、死亡日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日につき

告示別表 5 注 10
施設基準告示 33
利用者等告示 40
留意事項第 2 の 6
(9)

C

144 単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき680 単位を、死亡日については1日につき 1,280 単位を死亡月に加算しているか。

※ 退居した日の翌日から死亡日までの間または医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

16 初期加算

認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院または診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。

告示別表5ハ
留意事項第2の6
(10)

C

17 協力医療機関連携加算

認知症対応型共同生活介護費について、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関(指定地域密着型サービス基準第105条第1項に規定する協力医療機関をいう。)との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的(月1回以上)に開催している場合には、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

告示別表5ニ
留意事項第2の6
(11)

C

※ ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 100 単位

(2) (1) 以外の場合 40 単位

18 医療連携体制加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。

告示別表5ホ
施設基準告示34
留意事項第2の6
(12)

C

※ 医療連携体制加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロまたは（Ⅰ）ハのいずれかの加算と医療連携加算（Ⅱ）を同時に算定する場合を除き、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 医療連携体制加算（Ⅰ）イ 57 単位
- (2) 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 47 単位
- (3) 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 37 単位
- (4) 医療連携体制加算（Ⅱ） 5 単位

19 退居時情報提供加算 250 単位

告示別表イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者 1 人につき 1 回に限り算定しているか。

告示別表 5 へ
留意事項第 2 の 6
(13)

C

20 退居時相談援助加算 400 単位

告示別表イについて、利用期間が 1 月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者およびその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から 2 週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する区および老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービスまたは地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者 1 人につき 1 回を限度として算定しているか。

告示別表 5 ト
留意事項第 2 の 6
(14)

C

21 認知症専門ケア加算

認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者

告示別表 5 チ
大臣基準告示 3 の 5
利用者等告示 41

C

<p>に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、算定しない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算 (I) 3 単位 (2) 認知症専門ケア加算 (II) 4 単位</p>	<p>(準用23の2) 留意事項第2の6 (15) 介護保険最新情報 vol.1225問17~23、 26 (令和6年3月15日)</p>
<p>22 認知症チームケア推進加算</p> <p>認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。</p> <p>(1) 認知症チームケア推進加算 (I) 150 単位 (2) 認知症チームケア推進加算 (II) 120 単位</p>	<p>告示別表5リ注 大臣基準告示58の5 の2 利用者等告示41の2 留意事項第2の6 (16) 介護保険最新情報 vol.1228 (令和6年 3月18日) 介護保険最新情報 vol.1229 (令和6年 3月19日)</p>
<p>23 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位</p> <p>(1) について、計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハ</p>	<p>告示別表5ヌ注1、 2 留意事項第2の6 (17)</p>

C

C

ビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。

- (2) について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。
- ただし、(1) を算定している場合には算定しない。

24 栄養管理体制加算 30 単位

告示別表5イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。

告示別表5ル注
大臣基準告示58の6
留意事項2の6(18)

25 口腔衛生管理体制加算 30 単位

告示別表5イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対

告示別表5ヲ注
大臣基準告示68
留意事項2の6(19)

C

C

C

する口腔ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。

26 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位

告示別表5イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングおよび栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。

※ 当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

告示別表5ワ注
大臣基準告示42の6
留意事項第2の6
(20)

C

27 科学的介護推進体制加算 40単位

告示別表5イについて、つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(2)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

告示別表5カ注
留意事項第2の(21)
(準用第2の3の2
(21))

C

28 高齢者施設等感染対策向上加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

- (1) 高齢者施設等感染症対策向上加算 (I) 10単位
- (2) 高齢者施設等感染症対策向上加算 (II) 5単位

告示別表5ヨ注
大臣基準告示58の7
留意事項第2の6
(22)

C

29 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240 単位

指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回 240 単位、連続する5日を限度として算定しているか。

告示別表5タ注
留意事項第2の6
(24)

C

30 生産性向上推進体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。

告示別表5レ注
大臣基準告示58の8
(準用37の3)
留意事項第2の6
(25)
(準用第2の5(19))
介護保険最新情報
vol.1236

C

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 単位
- (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 単位

31 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。

告示別表5ソ注
大臣基準告示59
留意事項第2の6
(26)
(準用 第2の2
(20)④から⑦まで、
第2の4(20)②お
よび第2の5(20)
②)

C

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位

32 介護職員処遇改善加算

【令和6年5月31日まで】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

33 介護職員等処遇改善加算

【令和6年6月1日から】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

イからソまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

イからソまでにより算定した単位数の1000分の178に相当

告示別表5ツ注
大臣基準告示60
留意事項第2の6
(27)
(準用 第2の2
(21))

告示別表5ツ注
大臣基準告示60
(準用48)
留意事項第2の6
(27)
(準用 第2の2
(21))

C

- する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
- 【令和7年3月31日まで】
- 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子除法処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出をおこなった指定認知症対応型共同生活介護事業所が利用者に対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。
- ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当

- する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)
イからソまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

34 介護職員等特定処遇改善加算

【令和6年5月31日まで】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合におい

告示別表5 ネ注

C

	<p>ては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 算定した単位数の 1000 分の 31 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) 算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数</p> <p>35 介護職員等ベースアップ等支援加算 【令和 6 年 5 月 31 日まで】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、告示別表 5 イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	告示別表 5 ナ注		C
--	--	-----------	--	---